

財團協調會福岡出張所

八、東洋セメント會社に對する水利權奪取運動の件

同人 説明

企救郡東谷村所在主標工場の工場用水に依る關係田地に及ぼす被害補償金請求の爲水利防衛同盟を組織して會社側に強硬なる交渉をなすこと 可 決

九、豊前農民會館建設の件

京築委員會並に縣聯常任委員會に於て決定したる堺利彦農民學校の校舍を買収し之れを小倉市に移轉して農民會館に建設するに要する經費約五百圓は各組合員一人五錢宛とし其の他は各友誼團體等の寄附に依ることとし依頼狀發送のこと 可 決

以上

財團協調會福岡出張所

發第八三號

昭和十年五月八日

福岡出張所長 清原 進

情報別紙の通り御送付申上候